

平成24年3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成24年3月21日（水） 午前9時30分

2 出席委員

三 塚 勉	委員長
三 浦 溥太郎	委員
齋 藤 道子	委員
森 武 洋	委員
永 妻 和子	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	原 田 惠 次
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	野 間 俊 行
教育総務部生涯学習課長	平 澤 和 宏
教育総務部教職員課長	高 橋 淳 一
教育総務部学校管理課長	丸 茂 勉
学校教育部長	中 山 俊 史
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	小田部 英 仁
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	石 渡 尚
教育研究所長	新 倉 邦 子

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に永妻委員を指名した。

○ 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成 24 年 2 月 11 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

初めに、「学校教育賞」についてです。

学校教育賞は、本市学校教育の向上発展に寄与あるいは貢献したと認められる個人、グループや団体を表彰し、その取り組みを市内に発信することにより、本市の学校教育の発展振興を図るために、昭和 24 年度より設けられています。

本年度、募集要項を改訂し、より広く学校教育に関する研究成果を発信するために、研究論文を条件とする A 部門と実践報告的研究または企画提案を条件とする B 部門を設定し、募集いたしました。

今回は、A 部門に 2 点の作品の応募があり、2 月 24 日に表彰式を実施し、厳正な審査の結果、岩戸中学校 佐藤幸美 教諭の、図書館づくりと図書館活用教育を目指した研究である「成長する有機体を作る」が努力賞を、また、野比小学校 吉田伸子 教諭の、野比小学校 8 年間の環境教育の取り組みについて成果と課題を見出した「自然を肌で感じられる環境教育」が奨励賞を受賞されました。

日常の業務に加えて研究論文をまとめることは決して容易いことではありませんが、実践報告的研究または企画提案を条件とする B 部門にも多くの教職員の方に応募していただけるように周知し、横須賀市における教育実践を広く発信できるようにしてまいります。

続きまして、防災関係についてです。3 月 6 日に、市立学校の校長を対象に「学校防災会議」を開催しました。会議では、初めに「今後の防災教育の進め方」として、防災教育の目的、防災教育の現況を改めて確認し、本市としての今後の防災教育推進の方向性について、その概要を説明し、続いて、昨年、教育委員会が作成し、各学校に示した「地震防災マニュアル(作成例)」について、市議会からのご意見を踏まえた今後の変更点について説明いたしました。

また、各学校長には、始業式前までに転任、新任教員への避難経路の確認を

実施するよう依頼をいたしました。

説明後の意見交換では、よりきめ細かいサポートをお願いしたいというご意見もいただきましたので、教育委員会としましては、新年度に向け、学校とともに、防災教育や地震防災活動の一層の推進を図ってまいりたいと考えています。

東日本大震災の発生から1年となる3月11日（日）には、横須賀市役所の全部局が参加し、災害対策本部運営訓練を行いました。

当日は、3月12日（月）の午前9時に、三浦半島を震源とした震度6強の地震が発生したという想定で、各部局が大地震発生後2時間程度の初動活動を行う、という訓練を実施いたしました。

教育委員会では、24人の職員が参加し、来庁者及び職員の安全確認や避難誘導、学校や社会教育施設からの情報収集、当面の方針決定などを初動活動として実施いたしました。

ライフライン等の想定は、市役所内の電話が外部と通話不能、携帯電話も発信規制により実質使用不能という状況での訓練でした。近隣の学校には職員を派遣しましたが、ほとんどの学校や社会教育施設の状況が分からない状況から、訓練を通して「地震発生後の教育委員会と学校等との連絡手段の確保が大きな課題である」と改めて認識いたしました。

私からの報告は以上です。

日程第4 議案第13号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』
議案第14号『教育委員会専決規程中改正について』

委員長 一括して議題とすることを宣言

（総務課長）

それでは、議案第13号「教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について」及び議案第14号「教育委員会専決規程中改正について」、ご説明いたします。

今回の両議案に共通する改正理由としまして、平成24年4月1日から横須賀市の全部局で実施予定の新たな係長制の導入がございます。議案の説明に入ります前に、その新たな係長制の導入についてご説明いたします。

本市では主査制を導入して12年が経過しました。主査制は係の枠を超えた柔軟な組織運営による効率的な業務遂行という利点がある反面、チームとしてのまとまりの希薄化、責任の所在の不明確さ、チェック機能の低下等が指摘されてお

ります。このため、本市では、平成 24 年 4 月 1 日から今までの主査制にかえて新たな係長制を採用する予定です。

これは、主査制のメリットである組織の流動性を確保しつつ、係長制の利点を生かしチーム力を強化するもので、これまでの主査は原則として係長となります。

新たな係長制の導入は主に次の 4 点を目的としています。

1 点目は、指揮命令系統をはっきりさせ、責任の所在を明確にすること、2 点目は係の長である係長とすることでリーダーとしての意識を高めマネジメントやチェック機能の強化を図ること、3 点目は、係内の上司と部下の関係を明確にし、部下を指導しやすい環境を整えて職員の人材育成を促進すること、4 点目は、係の職務内容に相応しい係名を付けて市民にわかりやすい組織とすることです。

なお、4 月以降、各部局とも原則、係長制となりますが、課内においてスタッフ的な機能を必要とする課については、例外的に現行の主査制を継続して採用できることとなっています。

教育委員会も、原則、新たな係長制へ移行したいと考えておりますが、複数の指導主事や学芸員が配置され、それぞれ専門性を持って業務にあたっている課や政策部門など、より横断的な業務遂行が必要とされる課については、主査制を一部継続させたいと考えています。

以上、新たな係長制について、口頭で恐縮ですが説明させていただきました。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。初めに、議案第 13 号をご用意ください。

議案第 13 号「教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について」は、ただいま申し上げました新たな係長制導入に伴い、係長及び主査の配置やその職務等について規定することと、所要の条文整備を行うため、改正するものです。

改正の内容についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案第 13 号の 4 ページをお開きください。こちらは改正議案の朱書きとなっています。

改正点は大きく 2 点でございます。1 点目としまして、係長及び主査の配置についてです。第 3 条第 2 項において、課に係長を配置する旨を明記し、同条第 3 項において、係長及び主査の配置は部長が定める旨を規定いたします。

改正内容の 2 点目は、係長及び主査の職務についてです。第 4 条第 2 項において、係長については、経常的な事務又は業務を行う係の執行管理、主査については、部内の事務のうち特に指定された事項や係の事務のうち機動性を持たせる必要がある事項の執行管理をそれぞれの職務として規定いたします。

なお、これらの職務内容については全庁的に同一の文言で規定されます。

5 ページ以降は、教育機関についての条文ですが、同様の改正内容となっていますので、割愛させていただきます。なお、教育機関については、組織上、部に

属していないため、主査の職務内容については、各所属内の事務執行というかたちで規定しています。

一番後ろの 8 ページをご覧ください。第 20 条は教育研究所についてですが、新たな係長制の導入に伴う改正内容は他の教育機関等と同様です。第 1 項及び第 2 項について、表記を他の教育機関と合わせるため、文言を一部改めます。

議案第 13 号については以上です。

続きまして、議案第 14 号「教育委員会専決規程中改正について」、ご説明いたします。議案第 14 号をご用意ください。

本議案は、先ほど申し上げました新たな係長制導入に伴い、係長について追加することと、中央図書館長にかかる専決事項を一部改めるため、改正するものです。

1 枚おめくりいただき、2 ページをお開きください。こちらは改正議案の朱書きとなっています。第 4 条では、上位の職員が不在等の場合に代決できる職員として係長を追加します。

3 ページをご覧ください。下段の表は中央図書館における専決事項についての表ですが、下から 2 つ目の「海外出張命令」について、教育総務部長が専決できる職員に係長を追加します。上段の表や 4 ページ以降の他の教育機関についても同様の改正となりますので後ほどご覧ください。

表内のその他の改正についてですが、4 ページを併せてご覧ください。現在、中央図書館長にかかる服務等の専決事項については、規定内容が他の教育機関の長と異なっています。これは、以前、中央図書館長に部長級職員を配置していたことによるものと思われます。

現在は課長級職員を配置していますので、他の教育機関の長との整合を図るため、今回、他の教育機関の長にかかる規定に合わせて改正するものです。

最後に、議案第 13 号及び議案第 14 号について、いずれも施行日は平成 24 年 4 月 1 日としています。

以上で、議案第 13 号及び議案第 14 号について、説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(森武委員)

係というのはどの規則でどのような名称にすると決められているのでしょうか。

(総務課長)

係名については規則や規程はございません。決裁で決め、また市民に周知されるかたちになります。仕事内容については各課長が定めます。

(森武委員)

係自体が毎年変わることもあるのでしょうか。

(総務課長)

事務的な手続きで申し上げますと、総務部行政管理課が全体的な組織等の調整を行うのですが、毎年度各部局に係長等の配置について照会がきて、各部局が次年度の体制を検討し報告をします。毎年大きく変わるということはないと思いますが、必要に応じて改めるということはあると思います。

(森武委員)

今までは〇〇課主査ということで〇〇チーム主査という肩書はなかったと思うのですが、今後は決裁にしる係というものを作るということなので、〇〇課〇〇係長ということで市民に周知していくということによろしいのでしょうか。

(総務課長)

今までの主査制においても、例えば総務課では総務担当主査、経理担当主査という目安となる場所はあったのですが、それは職員の名簿やホームページでは出ているかと思いますが、係長ということでより明確に分かりやすく表現していきたいと思います。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第 13 号及び議案第 14 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第 3 議案第 15 号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第 15 号「横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則中改正について」ご説明いたします。

本議案につきましては、1月21日の定例会におきまして議案第7号「横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について」としてご審議いただき、第6号様式「中学部生徒の指導要録裏面」についても改正した

ところですが、その際に「自立活動の記録」の欄を落としておりました。

今回の改正につきましては、「自立活動の記録」の欄を新たに設け、様式の上部に設けてありました「入学時の障害の状態」欄を「自立活動の記録」の欄の右側に移動するものです。

「横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則」が4月1日付で施行される前ですので、平成24年横須賀市教育委員会規則第2号の「横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を改正することになります。なお、施行日は公布の日となっています。

以上で、議案第15号「横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則中改正について」のご説明を終わります。誠に申し訳ありませんでした。ご審議よろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第15号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『市民向け広報紙「～横須賀市の学校教育～ 輝け！よこすかの子どもたち」について』

（教育政策担当課長）

それでは、報告事項（1）「市民向け広報紙「～横須賀市の学校教育～ 輝け！よこすかの子どもたち」について」、ご説明いたします。

初めに、1の「発刊の趣旨」についてご説明いたします。昨年度、策定した「横須賀市教育振興基本計画」で、横須賀市の子ども像を「人間性豊かな子」とし、「学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たすとともに、信頼し、協力しながら、横須賀の子どもを育てている」という目指す子どもの教育の姿を打ち出しました。

子どもたちの「生きる力」を育成していくためには、学校は、これまで以上に家庭や地域と連携を深めていく必要があります。そのためにも、本市の学校教育について、家庭や地域の皆様に、これまで以上に知っていただく必要があります。そこで、この度冊子を発行し、年間を通して本市の学校教育に関する様々な情報をお届けすることとしました。子どもたちの輝く姿を通して、市として目指す方向性や取り組み、また学校での取り組みや努力などをお知らせしていきます。未来を担う横須賀の子どもたちを、横須賀の大人が手を携えて育ん

でいくための、また、信頼される学校であり続けるための、一助となる広報紙として、発行していきたいと考えております。

2の「配布対象」は、一般の市民です。幼稚園から中学校までの保護者に、学校から児童生徒の手を通して配付してもらいます。また、行政センター窓口にも配架し、自由にお持ちいただけるようにします。

3の「冊子に掲載する内容」については、資料にもありますように、本市教育委員会の施策や事業を、学校での子どもたちの姿を通して紹介していくことを中心に、幼稚園から高等学校まで、市立学校の紹介もしていきたいと考えております。

第1号については、まず、教育長からのあいさつとして発刊の趣旨を説明するとともに、特に学校と家庭・地域で共通に理解しておく必要性のある災害への対応について取り上げました。また、特集「学力向上を目指して」では、本年1月の学力向上シンポジウム、小学校の放課後学習ルームと外国語活動、小中一貫教育の研究について紹介しています。最後に、地域に多大なご協力をいただいている中学校のキャリア教育について、「よこすかキャリア教育推進事務局」が最優秀賞を受賞したことも併せて紹介しました。

今後、8月と2月を目途に、年間2回の発行を予定しています。

以上で報告を終わります。

(三塚委員長)

今まで、このような啓発的なものを保護者にお渡しするという事はなかなかできなかったもので、保護者との連携を図る意味でも、あるいは市民にご理解いただくうえでも非常によいと思います。3ページに「豊かな心」ではなく「豊かな人間性」とあるが何か意味があるのでしょうか。従来、生きる力の3本柱は「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」だったと思いますが。

(教育政策担当課長)

意図的なものではなく、学力向上シンポジウムで使用した資料に基づいています。再度お調べして、後日ご報告させていただきます。

(三浦委員)

災害時には基本的に保護者が迎えに来るということですが、ご両親が仕事に出ていて迎えに来られない場合はどうしているのでしょうか。

(教育総務部長)

昨年3月11日の東日本大震災では、ご両親がお勤めで夜中まで迎えに来られ

ないという児童生徒がいました。相当数出ることを想定して、来年度の予算で食糧と水と簡易な断熱シートを用意することにしております。

(森武委員)

震度5が発生した場合、引き取りについては、こちらには小学校の基準とありますが、中学校や高校では、同じような基準があるのでしょうか。

(教育指導課長)

引き取りについては幼稚園から中学校までで、高校については引き取りということではなく状況に応じて学校で考えてもらうということにしております。

(森武委員)

震度5というのは起こり得ると思うのですが、津波警報や注意報が出た場合の引き取りというのはどこまで徹底されているのか気になったのですが、こちらはもう周知・徹底しているということでしょうか。

(教育指導課長)

この内容は保護者にしっかりお伝えするというので、各学校とも周知・徹底しております。

報告事項(2)『教育職員手当等支給規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

(教職員課長)

それでは報告事項(2)、「教育職員手当等支給規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について」をご説明いたします。

1月の教育委員会定例会、議案第1号で提出させていただきました「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出について」ですが、総括教諭の導入等により条例を改正することについてご承認いただき、現在、市議会定例会に議案として提出し、ご審議いただいているところです。

そして、この議案の可決後に「教育職員手当等支給規則」を、前記条例と同様に総括教諭の導入等により改正するため、教育長の臨時代理による事務により、規則改正を行うことを報告させていただきました。しかし、さらに同日付けで同規則を新たに改正する必要性が生じたため、教育長の臨時代理による事務

により、規則改正を行うことを先に報告させていただきます。

それでは、具体的に規則改正の内容についてご説明いたします。改正いたしますのは、「教育職員手当等支給規則」附則第5項であります。

2ページをご覧ください。既に本市教育職の、教頭および、校長の「給料」及び「管理職手当」を、神奈川県に準じて平成24年1月より当分の間、0.55%減額しておりますが、神奈川県は、さらに管理職手当を平成24年4月から1年間、10%減額することとしました。

このため本市教育職も同様の措置を行うため改正するものであります。なお、施行日は平成24年4月1日とします。

また、市議会定例会で議決をいただき、教育長の臨時代理による事務の承認を行った後には、次回の教育委員会で改めて承認議案として提出し、ご審議頂きたいと思っております。

以上で説明を終えさせていただきます。

(質問なし)

報告事項(3)『平成23年度横須賀市スポーツ栄光章授与式について』

(スポーツ課長)

スポーツ課から2月11日(土)に開催しました、平成23年度横須賀市スポーツ栄光章授与式の報告をさせていただきます。

スポーツ栄光章は、市内に在住、在勤、在学の方で、国際大会等に出場し顕著な成績を収めたチーム及び個人を対象に、それぞれの活躍が本市スポーツ活動の発展に寄与し、活気あふれる市民生活の実現や青少年等の意欲の向上につながることの功績を称えるために授与するものでございます。

今年は、1月18日(水)に開催しました選考委員会で選考された団体12チーム、個人59の方が受章されました。

授与式は、ヨコスカ・ベイサイド・ポケットにおいて、午前10時から行いました。出席された受章者の方全員に、市長から表彰状、教育長からメダルを受けていただきました。また、ご来賓として市議会議長、副議長、体育協会会長、教育委員、スポーツ推進審議会委員の皆様、また県議会議員、市議会議員の皆様にご出席いただきました。さらに、受章者ご本人のほか、チームの関係者、ご家族の方等にも多数お越しいただき、会場内、約300名の方々の中で授与式は約1時間ほどで終了いたしました。

特に、91歳でマスターズ水泳の日本新記録を樹立された石井菊江選手が受章

者代表として謝辞を述べられた場面では、会場内が一段と大きな拍手で沸き上がりました。

以上で、平成 23 年度スポーツ栄光章授与式の報告とさせていただきます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問)

(三浦委員)

5月に皆既日食があるのですが、児童生徒さんの目の保護について、日本眼科学会からの要望もありますし、横須賀市医師会から教育委員会に徹底を図ってもらいたいというお願いがありました。ご存知のように直接見ることはないので、フィルムを重ねて見たりするのはかなり危険で、子どもさんの目の真ん中に入ってきてそこが変性してしまいますと一生視力障害が残ります。特に周りの大人が誤った見方を教えないよう、指導・徹底をお願いいたします。

(教育指導課長)

その危険性も十分捉えておりまして、なかなか子どもたちが観測する機会はありませんので、既に学校には安全に観測できるようにお伝えしました。子どもたちが登校する時刻が綺麗に見えるということですので、そのことも踏まえて安全に見られるよう、また見る際には遮光板を使って見るように、新年度になりましてから再度注意を促す予定でおります。

(齋藤委員)

防災関係で、私は宮城の出身なので、全国的に話題となっている非常に被害の大きかった石巻市立大川小学校もよく知っています。学校の避難誘導が非常によくなかったということで、お子さんを亡くされた保護者の方や、全国から非難されています。もちろん結果的には非常に大変なことになってしまって、学校が非難されるのは仕方がないとは思いますが、ただ、あの学校の場所や普段の状況をよく知っている者からすると、つまり、あの辺りに住んでいる人は誰もあそこまで津波がくるなんて思ってもみなかったようなところでは。

それで、教育長のご報告にありました学校の防災マニュアルですが、日常感

覚でここまでは絶対に大丈夫、というところでも何が起こるかわからないので、念には念を入れて避難をするようにして欲しいのです。ただそこで、大川小学校の場合は橋に避難させようとして間に合わなかったのですが、裏にちょっと高い山というか崖があって、あそこに登らせれば多分大丈夫だったと思うのですが、そこで津波が起こらなかった時、結構ひどい崖なのでけがをする子が出たと思うのです。そうすると、結果的に津波がこなかった時に、学校が余計なことをするからとか、学校があんなところまで逃げさせたからけがしたじゃないか、という非難や文句がくるかもしれないのですね。

ですから、教育委員会にお願いしたいのは、念には念を入れて避難をさせて、結果的にそれが無駄になったりけがをしてしまったりという時に、保護者から非難がきたら教育委員会が学校をサポートして欲しいのです。子どもの安全を優先させた結果だと、学校だけが保護者に向かうのではなく、教育委員会としての方針なのだということでサポートしていただけると、学校も安心して念には念を入れた行動ができるかなと思うので、そういった方向でお考えいただけるとよいなと思います。

(学校教育部長)

基本的にはよく言われる言葉で「想定外は許されない」ということを肝に命じてというところがございます。学校防災マニュアルは学校が主体で作成しますが、危機管理課や消防局の協力も得ながら、想定をもったうえで、例えば避難場所も一次避難場所、二次避難場所…といかたちで進めております。それをきちんと遂行している中で起こったことは、教育委員会もきちんとフォローしたいと考えております。

(永妻委員)

石巻市教育委員会では第三者委員会を立ち上げるというところまで話が進んでいるということを聞いております。学校が念には念をいれて子どもたちの安全を最大限確保して、結果的にそれが無駄になってしまっていて、それはよいのですが、そこまで見込んで学校としてマニュアルを作成しなければいけないという中では、地形に合わせた避難経路の確保、学校独自の普段の教育活動の中で気付いていることがあると思いますので、しっかりした軸を保てるようなマニュアル作成づくりを教育委員会としてもサポートしていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

(永妻委員)

昨年から後期の給食で、提供食、放射線量の測定を行ってまいりました。改

めてここで新年度以降の取り組みについてご報告していただきたいと思います。

(学校保健課長)

昨年10月から検査を実施してまいりました。先週給食が終了しまして、月曜日に最終の半期分を取りまとめたものをホームページでも公表しました。新年度につきましても、予算要求のかたちはとっていないのですが、継続して予備費対応ということで、今までと同様、事前の食材のサンプリング、実際の提供食の2通りのものを、最低限前期いっぱい計測していく予定であります。こちらについては、国からの補助事業になりますが、国が要綱を出していないので、電話等で申し入れはしているのですがまだきていないので、財源についてはできればそちらのほうで対応したいと考えております。

(三塚委員長)

教師塾について、1期の塾生で、新年度から正規教員として採用された方はどのくらいいるのでしょうか。

(教育研究所長)

35人在籍中、31人が試験を受けまして、そのうち17人が県の採用試験に合格しています。ですが、17人のうち横須賀市に配置されたのは11人ということです。希望塾は31人在籍中、27人が受験しまして、5人が合格しました。そのうち4人が横須賀市ということで、数字的にはそのように把握しております。

(三塚委員長)

横須賀市以外や校種を超えて採用されている方はいるのでしょうか。

(教育研究所長)

教師塾の方は逗子市、三浦市、県立高校、県立養護学校ということです。未来塾は、伊勢原市で1人ということで確定しております。

(三塚委員長)

研修などで教師塾の出身者がリーダーシップを発揮できるように、初任者を育てていただけるとよいと期待しているのですが、そうしますと2割ぐらいの塾生さんが採用試験で合格された感じですかね。

(教育研究所長)

合計をすると58人中15人なので3割近くですが、やはり学生・社会人の方が

圧倒的に多くて、臨任・非常勤の方は仕事が終わってから来るということで、受験についてはちょっと大変だったかなと思っています。

6 閉会及び散会の時刻

平成 24 年 3 月 21 日（水） 午前 10 時 17 分

横須賀市教育委員会

委員長 三 塚 勉